

主任技術者の専任配置の特例について (2以上の工事を同一の専任の主任技術者が管理できる工事)

東京都水道局における建設業法施行令第27条第2項の規定（以下「近接工事の兼務」という。）による主任技術者の専任配置の特例につきましては、以下のとおり実施します。詳細は「東京都水道局工事施行適正化推進要綱の解説」を御参照ください。

1 実施要件

(1) 以下の①または②に該当すること。

① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められること。

※工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。（例えば、舗装（仮復旧を除く。）、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土）など）

② 工事の施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

※工事施工に当たり相互に調整を要する工事とは、

ア 工事用道路（施設の出入口等も含む。）を共有しており、工程調整が必要な工事

イ 現場発生土等を流用し調整が必要な工事

ウ 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事

エ 同一の河川又は同一の敷地施設の工事

（例えば、公園、住宅、浄水場、水再生センターなど）

オ 資材の調達を一括で行う工事

などとする。

(2) 工事現場間の相互の間隔が直線距離で 10km 以内の範囲にあること。

(3) 発注工事が高度な技術を要する工事若しくは施工上相当の困難を伴う工事であること。案件公表時にその旨を明示している工事でないこと。

(4) 発注者が適正な施工が困難であると判断する工事でないこと。

(5) 兼務する工事数は2件までであること。

(6) 都及び都以外（原則として国、地方公共団体及びその監理団体とする。）が発注する工事との間で、他発注機関が定める条件、確認方法等について相互の条件が合致し、発注者間で相互に認めていること。

(7) 対象は、元請負人の専任技術者とする。

2 申請等の手続

発注する工事が、近接工事の兼務を認める工事である場合は、発注予定表にその旨を記載します。

近接工事の兼務の適用を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

(1) 入札参加希望申請時

電子調達システムにより、工事希望票兼予定監理技術者等調書と併せて各工事主管部署の確認を受ける前の別記様式-1を提出してください。

(2) 入札締切日まで

各工事主管部署の確認を受けた後の別記様式-1（書面または書面をスキャンした電磁的記録）を提出してください。

(3) 落札決定前

各工事主管部署の確認を得ることができず、新たな技術者を配置する場合、開札後の積算内訳書確認時までに改めて新たな技術者に係る関係書類を提出してください。

(4) 契約締結後

契約締結後から本特例の適用を希望する場合は、監督員に別記様式-1を提出してください。

3 適用時期

令和7年8月1日（以下「適用日」という）以降に公告する工事に適用する。
なお、以下の工事については、適用日以降、受発注者協議により適用できるものとする。

(1) 契約中の工事

(2) 適用日以前に公告し契約締結する工事

【問合せ先】 1, 2 (4), 3について

水道局建設部技術管理課

直通 (03) 5320-6352

2 (1) (2) (3) について

水道局経理部契約課

直通 (03) 5320-6402